2024 年度
体育史学会 第 13 回大会

プログラム・発表抄録集

会場：オーテピア高知図書館 4 階ホール
高知県高知市追手筋 2-1-1

期日：2024 年 6 月 8 日（土）・9 日（日）

体育史学会について

（2024 年 5 月 15 日現在）

和文名

体育史学会

欧文名

Japan Society of the History of Physical Education and Sport

ウェブサイト

https://taiikushi.org/

日本学術会議に登録している関連学術研究領域

史学、哲学、心理学、教育学、社会学、地域研究、健康・生活科学

設立趣旨

多様化の容認と相互理解の促進をめざす現代社会において、体育・スポーツはこれ自体が変化するとともに、社会の変化にも避けがたい影響を与えている。このような状況の中、体育・スポーツと社会の将来を展望するために必要となる歴史的知見の蓄積が、社会的に要請されている。体育史学会はこの要請に応えるべく、体育史研究者による研究上の緊密な連携によって体育・スポーツ史に関する研究の発展を図ることを目的に設立された。

沿革

1961 年　日本体育学会体育史専門分科会（前身）設立

2011 年　体育史学会 設立（設立年月日：2011 年 9 月 25 日）

2015 年　日本学術会議 協力学術団体に登録

2016 年　日本スポーツ体育健康科学学術連合 加盟学術団体に登録

役員

会長 1 人、理事 6 人、監事 2 人（男性 6 人、女性 3 人）

会員数

正会員 197 人、学生会員 7 人、講読会員 4 人、名誉会員 17 人

刊行物

『体育史研究』

欧 文 名：Japan Journal of the History of Physical Education and Sport

創 刊 年：1984 年　最新号：41 号（2024 年 3 月発行）

発行部数：240（部／回）

URL：https://taiikushi.org/db/

他の学術団体との関係

日本体育・スポーツ・健康学会 専門領域体育史（2021 年 4 月より日本体育学会から名称変更）

日本学術会議 協力学術研究団体

日本スポーツ体育健康科学学術連合 加盟学術団体

2024 年度体育史学会第 13 回大会　開催要領

体育史学会第 13 回大会は、下記のとおり高知市で開催します。対面での開催を予定しております。皆様の発表申込とご参加をお待ちしております。

・日程：2024 年 6 月 8 日（土）・9 日（日）
・会場：オーテピア高知図書館　4 階ホール　https://otepia.kochi.jp/rental.html
　　〒780-0842 高知県高知市追手筋 2-1-1　Tel: 088-823-4946
・世話人：中村哲也 会員、山本英作 会員
・参加費：会員 1000 円、非会員 2000 円（学生は無料）

・プログラム：
＜一般発表＞
発表 20 分、質疑 10 分（計 30 分）
＜学会企画＞ 6 月 8 日（土）
演題：戦後日本スポーツ政策の形成過程の描き方への挑戦
　　―『戦後体育行政の形成過程』をもとに―　　平塚卓也　会員
＜情報交換会＞
1 日目のプログラム終了後に情報交換会の開催を予定しています。
日時：6 月 8 日(土) 18:00~20:00
会場：酒國　長宗我部（高知市帯屋町 1-13-17　Tel:088-855-3557）
会費：一般（会員・非会員）　5,000 円
　　学生（会員・非会員）　3,000 円
◆お願い◆ ＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
情報交換会への参加を希望される方は、次の手順でお申し込み下さい。
1）申込先：体育史学会事務局（下記の Microsoft forms）
2）申込〆切：2024 年 5 月 28 日（火）
3）方　法：以下のリンクから必要事項を入力のうえ送信ください。
https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=JJX3rdaq1k2PGb78u8PcZMXadPeK8RJIpdEZx10nR3xUNUNUMk5SWTVDNE9FOENOWlE0UjFTWktHTS4u
このリンクにアクセスできない方は、体育史学会事務局に直接メールで申込いただいても結構です。 taiikushi_office@taiikushi.org
＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

体育史学会第13回大会　プログラム

1日目　6月8日（土）12:30受付　13:00開会（発表20分 質疑応答10分）

時刻	発表者	演題	座長
13:00	体育史学会長挨拶		
13:05 ～13:35	柿山　哲治 （福岡大学）	明治期の青山女学院宣教師アーリング女史とバスケットボールの接点	藤川　和俊 （東京国際大学）
13:35 ～14:05	田端　真弓 （長崎大学）	渡邊昇の「名士の嗜好」（明治32年）にみる言説及びその背景 ―剣術を通した身体教育の考え方―	坂上　康博 （一橋大学名誉教授）
休憩　5分			
14:10 ～14:40	木下　秀明 （元　日本大学）	生兵概則・軍隊教育順次教令からみた軍隊教育と体操	工藤　龍太 （上智大学）
14:40 ～15:10	大林　太朗 （筑波大学）	日本人アスリートの短距離走法に関する技術史研究 ―1920年代から1930年代を中心に―	新井　博 （日本福祉大学）
15:10 ～15:40	近藤　雄大 （北海道大学大学院）	1960-70年代における内山源の保健科教育研究に関する一考察 保健科教育内容の選択・構成に関する実践研究と理論研究に着目して	榊原　浩晃 （福岡教育大学）
休憩　5分			
15:45 ～16:45	平塚　卓也 （奈良女子大学）	【学会企画】 戦後日本スポーツ政策の形成過程の描き方への挑戦 ―『戦後体育行政の形成過程』をもとに―	鈴木　明哲 （東京学芸大学）
18:00～	【情報交換会】　会場：酒國　長宗我部		

2日目　6月9日（日）　9:00開場　9:30開始

時刻	発表者	演題	座長
9:30 ～10:00	鈴木　明哲 （東京学芸大学）	ナチ党員であったオーストリア・トップスイマーの虚偽申告とその後 －人民裁判と抗告委員会におけるJ. Paukerl－	都筑　真 （日本女子体育大学）
10:00 ～10:30	新井　博 （日本福祉大学）	日中戦争下でのスキー活動について	中村　哲也 （高知大学）
10:30 ～11:00	都筑　真 （日本女子体育大学）	統括権をめぐるトゥルネンとスポーツの対立とドイツ帝国体育委員会	榎本　雅之 （滋賀大学）
休憩　10分			
11:10 ～12:00	【総会】		

◆体育史学会のこれまでの学会大会と研究方法セミナーの軌跡◆

第 1 回大会（2012 年 5 月 12-13 日、福山平成大学）
楠戸 一彦（広島大学）
○ 歴史研究の課題：実証と解釈

第 2 回大会（2013 年 5 月 11-12 日、明治大学和泉キャンパス）
阿部 生雄（筑波大学名誉教授）
○ スポーツ史におけるイデオロギーと無意識：概念史、人物史、制度史

第 3 回大会（2014 年 5 月 10-11 日、神戸大学発達科学部）
山本徳郎（奈良女子大学名誉教授）
○ 初期トゥルネン史研究で考えたこと

第 4 回大会（2015 年 5 月 16-17 日、ホルトホール大分）
木下秀明（体育史学会会員）
○ 私の陸軍戸山学校史研究：これ迄とこれから

第 5 回大会（2016 年 5 月 14-15 日、一橋大学）
寶學淳郎（金沢大学）
○ 私の東ドイツスポーツ史研究

第 6 回大会（2017 年 5 月 13-14 日、龍谷大学）
佐々木浩雄（龍谷大学）
○ 研究テーマの一貫性と俯瞰的視野：
「体育・スポーツと国民統合」というテーマから

第 7 回大会（2018 年 5 月 12-13 日、中京大学）
村戸弥生（石川工業高等専門学校）
○ 蹴鞠口伝書読解方法について：
江戸初期蹴鞠書『中撰実又記』研究から地下外郎派蹴鞠復元へ向けて

第 8 回大会（2019 年 5 月 11-12 日、大学サテライトプラザ彦根）
鈴木明哲（東京学芸大学）
○ 体育・スポーツ史研究の叙述 —— 投稿論文を創る ——

第 9 回大会（2020 年 8 月 29 日、オンライン） 実施なし

第 10 回大会（2021 年 6 月 19 日、オンライン）

片渕美穂子（和歌山大学）

○ 認識論的な布置を探る―「近世日本養生論における身体観の研究」を通して

特別ゲスト　Prof. Dr. Andreas Niehaus（Ghent University）

第 11 回大会（2022 年 6 月 4 日、東京学芸大学）

坂上康博（一橋大学）

○ 体育・スポーツ史という研究領域～自分の研究を入口にして～

第 12 回大会（2023 年 6 月 10 日、北海道大学）

新井　博（日本福祉大学）

○ スポーツ種目史としてのスキー史の研究について

一般発表

学会企画

抄　録

一般発表 1　6 月 8 日(土)13:05-13:35

明治期の青山女学院宣教師アーリング女史とバスケットボールの接点

柿山哲治（福岡大学）

1. 研究背景

筆者は、明治期の長崎活水女學校（以下、活水女學校）の屋外体操場で撮影された古写真中に木製バスケットゴールを発見し、その撮影時期が 1902（明治 35）年であることを特定（柿山、2014a)、当校に新式体操を導入した第 2 代目校長マリアナ・ヤング女史がバスケットボールを紹介した可能性を示唆した（柿山、2014b)。また、青山学院資料センター所蔵の校友会誌等から、青山女学院においても 1902（明治 35）年 11 月の秋の運動会で、バスケットボールを実施していたことを明らかにし、いずれも、バスケットボール発祥地である国際 YMCA トレーニングスクール卒業後、1908（明治 41）年に東京 YMCA にバスケットボールを初めて紹介した大森兵蔵より 6 年先んじていたことを報告した（柿山、2022)。明治期の青山女学院におけるバスケットボールは、バスケットゴールの形状から、活水女學校とは異なるルートで導入されたと考えられたものの、だれが、どのように導入したのかについては明らかにされていない。そこで、本研究では、活水女學校同様に青山女学院へのバスケットボール導入についても、当時体操を兼担していたアメリカ人女性宣教師ハリエット・S・アーリング（以下、アーリング）女史が関与したという仮説を立てた。青山学院資料センターに唯一所蔵されているアーリング女史の写真はシカゴで撮影されているものの、彼女とシカゴとの関わりが不明瞭であるため、アーリング女史とシカゴとの関係とバスケットボールの接点について明らかにすることを目的とした。

2. 研究方法

アーリング女史とシカゴとの関係を調査するために、青山女学院校友会会報第一號（1903)、青山女学院史（青山さゆり会、1973)、米国メソヂスト監督教会等の明治初年における東京の伝達（J・W・クランメル、1982)、来日メソジスト宣教師事典（ジャン W クランメル編、1996）に紹介された彼女の履歴と、シカゴ大学図書館司書の吉村亜弥子（以下、吉村）氏に依頼して得られたアーリング女史の経歴に関する情報を加えて整理した。

アーリング女史の経歴調査から、1892（明治 25）年から 1894（明治 27）年に一時帰国し、その間シカゴ大学に在籍していたことが判明したため、シカゴ大学におけるバスケットボールの移入について、シカゴ大学貴重書館・大学アーカイブ所蔵の A.A.Stagg(以下、Stagg）コレクション（The Amos Alonzo Stagg Papers 1866-1964）および当時の同大学体育学部資料（The University of Chicago Department of Physical Education and Athletics Records 1892-1999)、スプリングフィールドカレッジアーカイブ所蔵の James Naismith（以下、Naismith）と Stagg の関係資料（Digital Commonwealth Massachusetts Online）を調査対象として分析した。

3. 研究結果

1)アーリング女史の履歴

アーリング女史は、ニューヨーク州オスウェゴ市立師範学校を 1883（明治 16）年に卒業後、1885（明治 18）年まで米国ミシガン州及びインディアナ州の高等小学校教諭を経て、1887（明治 20）年に来日し、1892（明治 25）年まで東京英和学校教授、1894（明治 27）年から 3 年間清流女学校校長、1897（明治 30）年から 1912（明治 45）年まで青山女学院で英語、倫理及び体操を担当していた。また、日本に残されている履歴書から、彼女が 1892（明治 25）年から 1894（明治 27）年までの 2 年間、職務休暇で一時帰国していたことしか明らかになっていなかったが、吉村氏から提供された Birth Record List を用いて英名の Harriet S. Alling で検索した結果を分析すると、アーリング女史は 1893（明治 26）年にシカゴで開催される万国博覧会のために一時帰国し、1893（明治 26）年から 1894（明治 27）年までシカゴ大学で 1 年間特別研究を行っていたことが明らかとなった。

2)シカゴ大学へのバスケットボール移入

シカゴ大学には、YMCA 国際トレーニングスクールで Naismith がバスケットボールを創案した時に同僚で助言をしていた Stagg 氏が、1892（明治 25）年 10 月 1 日に初代体育局長として着任しており、Naismith バスケットボール名誉委員会の William・G・Mokray 委員長が Stagg 氏宛に送付した、1959（昭和 34）年 5 月 27 日付の書簡で、シカゴ大学でのバスケットボール導入の初期と写真について問い合わせたことに対し、Stagg 氏は同年 6 月 3 日付で書簡を返信し、1893（明治 26）年にシカゴ大学に体育館が完成し、男女にバスケットボールを教え、学内トーナメントを開催していたことを記していた。また、Stagg 氏が妹に宛てた 1892（明治 25）年 5 月 10 日付の書簡には、「Naismith がバスケットボールと言うスポーツを創案し、このスポーツは女子でも容易にできる」と紹介していた。

3)シカゴ大学のバスケットボールとアーリング女史の接点

シカゴ大学では、Stagg 氏によって 1893（明治 26）年には男女のバスケットボールの授業や学内トーナメントが開催されていた。一方、アーリング女史は同時期にシカゴ大学に特別研究生として在籍しており、彼女は同大学でバスケットボールに触れる機会があったと推察された。しかしながら、シカゴ大学では正科生とは異なり、特別研究生の履修科目や課外活動についての史料が所蔵されていないため、アーリング女史が当大学で Stagg 氏及びバスケットボールと接点があったか否かについて明らかにすることはできなかった。

4. 結論

アーリング女史が 1893（明治 26）年に特別研究生としてシカゴ大学に在籍していた同時期に、Stagg 氏が同大学にバスケットボールを導入していた。したがって、アーリング女史はバスケットボールにシカゴ大学で接した可能性は否定できないものの、彼女と Stagg 氏及びバスケットボールとを結び付ける確固たる証拠を得ることはできなかった。

謝辞

本研究に貴重な史料をご提供頂いた青山学院資料センター職員の皆様、シカゴ大学図書館司書の吉村亜弥子様、ご助言を頂いた水谷豊先生に感謝いたします。本研究は JSPS 科研費 21K11566 の助成を受けたものです。

一般発表２　6 月 8 日(土)13:35-14:05

渡邊昇の「名士の嗜好」（明治 32 年）にみる言説及びその背景
―剣術を通した身体教育の考え方―

田端 真弓（長崎大学）

１．はじめに

本研究発表は、体育史学会第 12 回大会における研究成果報告の続編にあたる。本発表では渡邊昇を昇、堀田捨次郎を堀田と省略する。昨年度の報告では、堀田によって記された『剣道極意』（平成 17［2005］年、大正 7［1918］年の復刻版）（以下『極意』）を主たる資料として、①『極意』は堀田の書著のなかでも唯一昇の人物像を記した書であったこと、②堀田は明治 23（1890）年に昇の剣術道場・微神堂に入門し、剣術指南を受けたこと、さらに③同 32 年には大日本武徳会（以下武徳会）の活動の一端とみられる昇の「剣術修業」に随行し、堀田の立場から修行地が示されていたこと、④堀田は、幕末期の剣術家たちが経験したであろう「真剣」の考えを自身の稽古に重ねて合わせていたこと、⑤堀田が、師弟関係のあり方や青年の心の有り様について批判的に捉えていたことを明らかにしてきた。その主たる問題意識は、師範である昇から高弟の堀田への身体運動文化の継承という点にあった。しかし、本研究では、研究の視角を堀田から昇に転回させ、昇が明治期の剣術についてどのような考えを有していたのか、という原点に立ち返り昇の記事を読み解いてみたい。

そこで本発表では、「名士の嗜好」（明治 32 年）の昇の記事を用いて、その内容を分析し、身体教育に関する言説及びその背景を明らかにすることを目的とする。まず、記事「名士の嗜好」の資料的な性格について触れ、次に「名士の嗜好」が彼の略歴のなかでもどのような時期に発行されたのかについて検討する。そして、昇の記事の内容について分析し、昇の身体教育に関する言説とその背景を読み解くこととする。

２．『中央新聞』及び「名士の嗜好」について

明治 16 年に中央新聞の前身である『絵入朝野新聞』が創刊され、同 23 年に『東京中央新聞』となり、翌年『中央新聞』と改められた。

「名士の嗜好」とは当該新聞にある編集記事の一端で、昇に関する記事は明治 32 年 9 月 21、23、24、25、26 日の 5 日間にあり、記事の量は非常に少ないが、そのうち 21、23、24、25 日に剣術を通した身体教育に関する内容が掲載されている。「名士の嗜好」の記事は、編集を経た上でその翌年に発行された『名士の嗜好』（中央新聞社編）にも再録されている。「名士の嗜好」は「速記文体即ち言文一致」の執筆方法がとられている。また、『名士の嗜好』には、「中央新聞紙上に連載して江湖に好評を博せしもの今之を訂正して袖珍一冊に編せり」とあって、昇の記事が「好評」とされる記事のうちの一つであったことが窺える。その目次からは当時、官職に就いていた著名人と彼らの技芸を取り扱った記事であったとみられる。そのうち、昇は、「武者修業（各地の剣客　昔と今の差）書画骨董」について語っている。記事が、直接話法の形式であることから、昇が記者の取材に対して口述し、記者がそのまま筆記したものとみられる。インタビューに類する活字資料であると考えられる。

３．昇の略歴からみた「名士の嗜好」（明治 32 年）発行時期の位置づけ

昇の主たる経歴を簡潔に示すと、天保 9（1838）年に生まれ、大村藩の藩校五教館に学び、

安政年間に江戸に遊学して幕末動乱前に大村に帰藩した。明治維新期には薩長とともに新政府の体制確立に向けて行動をし、その後、知事及び元老院議官を経て、明治 17 年から同 31 年 12 月 20 日まで会計検査院院長を務めた。辞任後、一時政界から退くが、同 37 から 44 年まで貴族院議員として再び官職に就いた。そのおよそ 2 年後の大正 2 年に生涯を閉じた。

公務のかたわら、剣術界では、明治 20 年代から 30 年代は旧制第一高等学校撃剣部に、武徳会が成立したのちには商議員として当会にかかわっていた。なかでも明治 39 年の武徳会剣術形の制定に一定の役割を果たした。また、明治 32 年 5 月から 11 月（一部不明がある）にかけて、堀田とともに全国を巡る剣術修行を行っていた。

これらのことから、彼は長年明治政府の官僚を務めていたが、公務を退いた直後に、剣術修行に出かけたとみられ、その最中に発行されたものが「名士の嗜好」であった。

４．昇による当該時代の身体教育に対する所見とその背景

対象となる 4 日間の記事の言説について以下に概要を示した。明治 32 年 9 月 21 日には①明治 32 年の武者修行、②明治期と幕末期における武者修行の様相の相違、そして③各地剣術家の回想、同 23 日には、④優れた剣術家、⑤幕末期の稽古の様相に関する内容が記録されている。同 24 日は⑥幕末期の剣術や彼の身体教育に対する考え、⑦武徳会に関する活動について、同 25 日は⑧身体の鍛練、⑨飲食、⑩昇の生活と剣術について記述されている。

上記の内容を整理したところ、大きく 3 点に収斂することができた。（1）武徳会及び武者修行の史実に関わる内容（①⑦）、（2）明治期と幕末期における稽古の様相の相違（②⑤）、（3）身体教育とその思想（⑥⑧⑩）である。以下、当日の発表で詳しく説明する。

（1）武徳会及び武者修行の史実に関わる内容
- 堀田の『極意』に示された修行地及び修行の主旨の補完
- 青少年に向けた武徳会の活動とみられる記述（明治 32 年 8 月）

（2）明治期と幕末期における稽古の様相の相違
- 歩行による武者修行と鉄道による武者修行
- 「一夜立切り」

（3）身体教育とその思想
- 文弱に対する身体の鍛練の重要性
- 生涯における運動としての剣術

５．まとめにかえて

「名士の嗜好」を検討したところ、昇は幕末期から明治期にかけての時代の変化を明らかに認識していた。それは、稽古、修行や身体教育の側面において窺え、そのような変化に対して批判的ではあるが、悲観的な見方をしているようにはみられなかった。一方、武徳会の活動にもかかわろうとする考えが示唆された。堀田の修行記録と合わせて考えると、昇の明治 32 年の修行は武徳会に貢献しようとするものであった。さらに、衰えていく身体を受け止めながら剣術の稽古に打ち込み、それを、生涯を通じての「楽しみ」と捉えていた。

【謝辞】 本研究は JSPS 科研費 JP22K11680 の助成を受けたものです。

一般発表 3　6 月 8 日(土)14:10-14:40

生兵概則・軍隊教育順次教令からみた軍隊教育と体操

木下秀明（元日本大学）

１．問題の提起

陸軍は、毎年徴兵検査合格者の一部を各駐屯地兵営に集め 3 年間（後 2 年）教育した。

軍隊は、日課・規律の厳格な営内居住で兵卒教育をする全寮制学校の類の社会である。

軍隊教育は、集団行動と兵器器材等操作・作業に必要な精神的身体的能力の全員均一向上を目指す。1887（明治 20）年「軍隊教育順次教令」（以下「教令」）に「諸兵の進歩を一致」とある。個性尊重の教育ではない。

軍隊の役割・組織・規範は座学で教えるが、各種身体技と組織的集団行動は、模範と指導による試行錯誤的実習で習得させる。実習主体だから「訓練」である。

軍隊は職業の一種である。「職業訓練」同様、軍隊教育は「軍隊訓練」と同義である。

列強並みを目指した陸軍は、軍隊教育の前提である読書算を小学校に期待し、徴兵検査甲種合格者から選抜して兵卒とし、軍隊で身体運動の「体操」、部隊行動の「教練」、兵器器材操作・作業の諸課目を課した。

その教育内容を、技術手引「教範」と兵科別部隊行動の手引「操典」の小冊子とした。

最初の教育課程は 1874 年 10 月 17 日布達歩兵用「生兵概則」（以下「概則」）である。

全兵科の教育課程を示した最初は、師団編制期の 1887 年 11 月 24 日制定教令である。

今回は、概則と教令に基づいて、明治期の軍隊教育課程と体操について発表する。

２．生兵概則

1874 年 10 月概則別冊「歩兵の部」は、最初の徴兵入営当日の受入れ手順の詳細な手引で、末尾に教育課目名だけを示した。

翌年 11 月改正概則も受入れ手引きで、全兵科の教育課目表を示したに過ぎない。

教育課程作成には、翻訳典範作成過程の苦心のような熱意はなかったのである。

生兵とは、入営当初数か月間の初年兵の呼称で、教育課目は「生兵教練」と「体操術」だけである。生兵教練は、後の「各個教練」で、部隊教練の前提となる「歩兵操典」に基づく基礎的個人訓練である。体操術は、1874 年刊「体操教範」の徒手・手具体操である。

この 2 課目訓練後、不合格者は生兵再習となる。合格者は、二等兵として、諸勤務に従事しながら、初歩的な兵科所要の小部隊教練と小銃射撃・携帯器材等の技能訓練を受けて 1 年目を終る。以後、成績評価で一等兵、上等兵と昇格、3 年で除隊となる。

概則別冊改正直後の 1875 年 11 月制定「游泳概則」は、概則の補足であろう。1880 年 2 月制定「輜重輸卒概則」は、新兵種編制に対応する概則の追加に相当する。

1884 年 6 月「徴兵看護卒取扱手続中改正」は、軍隊に同行する看護卒（後の衛生兵）にも、ごく初歩の体操と教練とは必要と考えたからであろうが、体操教範 1 部 4 章 2 教までの柔軟体操と歩兵操典生兵の部 1 部 2 章 3 教までとを課した。仏体操教範の翻訳に基づく体操教範（1884 年 4 月「柔軟体操の部」、12 月「器械体操の部」）の完成直後である。

1886 年 3 月「騎砲輜重兵に施行すべき体操」の指示は、改正体操教範が過度という批判に基づく 1885 年 8 月戸山学校長上申を承けての措置であろう。砲兵は、執銃体操・駈歩・跳越・梁木除外の「総て」、馬使用の騎兵・輜重兵は、走高跳除外の「柔軟の部」と、平行動横木・棚・鉄棒・梁木除外で木馬・手摺・縄飛・飛台だけの「器械の部」とされた。課されたのは、体操教範の大部分である。

対内軍備の鎮台から対外軍備の師団への移行は、1885 年に始まり 1888 年に実現した。

この軍制改革は、当然ながら教育課程の抜本的改正を必要とした。鎮台時代の概則は、1887 年 11 月 15 日廃止となる。

３．軍隊教育順次教令

その直後の 24 日「軍隊教育順次教令第一部制定」をみる。第二部制定はなかった。

この教令は、「教育の大綱」に始まり、各兵科別教育課程を纏めた「一年間教育順次概表」（以下「概表」）を附表とする。

概表は、兵科ごとに、入営年次・期別・上段「術科目」・下段「学科目」からなる。

教育は、兵科ごとに教育年度（12 月上旬－翌年 11 月中旬)を期間の異なる 5 期に区分して入隊年次ごとに学術科を教育し、各兵科連合戦闘教練「機動演習」を年度末とした。

2 期末検閲終了までの初年兵を「新兵」と称した。

新兵教育の斉一が主眼の教育であるから、大隊長 1 名監督の下で 1 名の大尉が、各中隊長指名の新兵掛教官・助教を集合教育した。

各中隊の教育は、数個の「教育班」に分けて実施された。

その「教育上の注意」では、「嘗て規正の体育を受け」ず「軍隊の動作に慣れず自然萎縮倦厭の念を生じ易」いから、当初は「寛容にして漸次正確に導」くとあり、各個教練を姿勢･体格･歩度･技芸･軍紀の基礎と最重要視し、体操などの成績別教育を指示する。

1 期末の連・大隊長新兵検閲成績「不良」の新兵には、2 期課業の他に日課時間を増加して 1 期の復習を課した。

なお、喇叭卒は、各中隊が 2 期終了時に適任者を選んだ。そのため、「余暇」に新兵全員にラッパを演習させ、適任者を 3 期からラッパ専業とした。

ラッパの諸号音と諸記号の教授は 1･2 期の課外に位置付けられ、行軍は毎月 2 日連続で小里程から始めて漸増とある。

検閲は、検閲者の指定課目の「査閲」であるが、各兵科ごとに細目が示されていた。

各個教練は 1 期末検閲唯一の術科、体操は最終期検閲課目の一つで、一貫していた。

教令改正は 1889 年から 1902 年の 14 年間に 13 回、その内、全兵科にわたる改正は 4 回と頻繁であった。

しかし、1902 年改正の要塞砲兵甲・乙大隊編制を最後に、法令全書から姿を消す。

4．教育課目の考察

全概表対照からの知見は、以下の通り。

①教育は、術科目主、学科目従であった。

②大半の学科目は、一貫して、術科休憩時の指導中術科関連典範類の口授によった。

③生兵と新兵第 1 期の学科目は、勅諭、「読法」を筆頭に、軍隊の概要把握に必要な制　度・諸規範に関する課目であった。

④第 2 期学科目には、1896 年改正以降、戦時必須の赤十字条約と救急法が加わる。

以下、術科目。

⑤ほぼ全課目を初年兵各期に配分。

⑥課目は総て以後の期・年次で復習。反復による熟練化を意図。

⑦課目は、兵科の特性で異なる。

⑧全兵科とも新兵の各個教練・体操を重視。

⑨全兵科とも課目の推移はほとんどない。

⑩課目の推移の多くは、課目名変更。

⑪砲兵、特に要塞砲兵は、兵器の進歩で教育時期・課目を変更・新設が多い。

⑫小銃射撃は歩兵・騎兵で重視。

⑬（銃）剣術は射撃に比べて軽視。

⑭游泳・漕舟（艇）は、季節・土地を顧慮。

⑮騎兵・輜重兵は水馬。

⑭輸卒・助卒教育は、戦闘課目皆無で短期。

⑮補充兵の教育は、新兵相当の教育で短期間。

5．補　足

大正末からの戸山学校機関誌は、同校教官の体操・剣術教育課程案数点を掲載した。上からの教育指導は検閲だけで、軍隊教育は慣行化していたのではなかろうか。

一般発表 4　6 月 8 日(土)14:40-15:10

日本人アスリートの短距離走法に関する技術史研究
—1920 年代から 1930 年代を中心に—

大林太朗（筑波大学）

1. 背景と目的

2025 年に日本陸上競技連盟創立 100 周年を迎える我が国の陸上競技界は、長きにわたりその競技力の向上に努めてきた。男子 100m の最古の日本記録（公認）は 1911 年の「國際オリムピツク大會選手豫選會」における三島弥彦の 12.0 秒であり、2024 年 3 月現在の日本記録（山縣亮太選手：9.95 秒、2021 年）と比較すると、そこから 2.0 秒以上の短縮が達成されたことがわかる。

この間、常に短距離走界の主題となってきたのが「日本人の骨格や筋腱（身体的特性）にあわせた走り方の追究」である。黒人とは異なる骨盤の傾きに着目した伊東浩司氏、ナンバ走りを考案した高野進氏、また近年では日本で初めて 10 秒の壁を突破した桐生祥秀選手を指導する土江寛裕氏による日本人アスリートの力学的効率性に関する独自の技術論が発表されるなど、世界との差を詰めるべく様々な科学的アプローチが試みられてきた。

しかしながら、現代の陸上競技界は、戦前に日本が一時的に世界と肩を並べた 1920 年代から 1930 年代、特に 1932 年のロサンゼルス五輪で 6 位に入賞した吉岡隆徳を中心とするスプリントの技術的発展の経緯を十分に認識できていない。当時の陸上競技界が日本人の身体的特性をいかに認識し、どのような理論と実践をもって日本人のための短距離走法を編み出していたか、その技術史研究を深めることは「今日における“現代”の技術をよりよく理解するのに著しく貢献する」（クルト・マイネル著・金子明友訳（1981）『スポーツ運動学』p.32 より）ものとなることが期待される。

これに関して、体育史領域の先行研究では、岸野雄三・多和健雄編（1973）『スポーツの技術史』における陸上競技のチャプターにおいて、三沢光男が次のようにその歴史的認識を示している。

> …日本における、陸上競技の技術発展の跡をたどってみた場合、大正 6 年、芝浦でおこなわれた、第三回極東選手権大会、そして大正 9 年、アントワープで開かれた、第 7 回オリンピック大会の影響が大きく、この時期までの日本の陸上競技は、外国技術の模倣・吸収に追われていた時代であり、大正 10 年を境に、いわゆる日本的な競技技術の、開拓や萌芽がみられるのである。（p.157、下線は発表者による）

すなわち、1920 年のアントワープ五輪を一つの契機として「日本的な」技術が検討されはじめ、特に短距離走については「昭和 5 年このころから、日本人独自の出発法が考案され」（p.92）ていたということである。本研究ではこの三沢の指摘に学びながら、一方ではそこに未だ一考の余地があるとの認識に立つ。なぜなら、そのような独自の技術の「開拓・萌芽」の本質に迫るためには、いわゆる編年体による時系列の整理に留まることなく、当時の陸上競技界がなぜ「模倣・吸収」の段階を脱却しようと思い至ったのか、また何を根拠に、誰がどのような技術（走法）を確立させたのかをさらに具体的に明らかにする必要があると考えるからである。本研究ではここに問題の所在を定め、特に 1920 年代から 1930 年代の短距離走法に関する技術史研究を深化させることを目的とする。

2. 課題と方法（主要な史料）

本研究では三点の課題を設定し、以下の章構成で論述を行う。

1) 戦前の日本における陸上競技界において、外国技術の「模倣・吸収」ではなく日本人に適した独自の技術の「開拓・萌芽」の必要性が論じられるようになった経緯（理由）を明らかにする。
2) 1920 年代から 1930 年代を中心に、当時の陸上競技界が日本人（アスリート）の身体的特性をいかに認識していたか、また独自の技術の考案に向けてどのような科学的知見を有していたかを明らかにする。
3) 特に短距離走に着目し、吉岡隆徳を中心とした当時のアスリートが具体的にどのような独自の技術（走法）を確立していたかを明らかにする。

第一章（課題 1）では、三沢の先行研究に学びつつ、まずは 1920 年前後の時期の書籍を分析する。金栗四三・明石和衛（1916）『ランニング』、野口源三郎（1921）『第七回オリムピック陸上競技の印象』、織田幹雄（1925）「跳躍競技に参加して」（大日本体育協会編『第八回巴里国際オリムピック競技大会』）等を手掛かりに、オリンピックを中心に国際舞台で世界との差を認識した個々のアスリートによる言説を史料とする。加えて、それ以降の陸上競技界全体の認識については、1925 年に設立された全日本陸上競技連盟の機関誌『陸聯時報』（1931 年創刊、1933 年以降『陸上日本』と改称、一部欠）を援用する。

第二章（課題 2）では、当時の陸上競技界が依拠した「體育研究所」（文部省直轄、1924 年設立、1941 年廃止）の科学的知見について分析を行う。特に同研究所の『體育研究』に連載された吉田章信「日本二十傑級陸上競技選手身体測定成績並に之に基く所謂『スポーツ體型』の研究」（1933-1934）の内容を読み解いていく。

第三章（課題 3）では、特に吉田論文の知見を一つの根拠として考案された吉岡隆徳の「日本式発走法」に焦点化し、自身の著作とともに当時の雑誌および新聞記事を分析する。総合雑誌としての『体育と競技』や『アスレチックス』だけでなく、従来の研究では分析されてこなかった専門誌『陸上競技』（1928 年創刊、陸上競技研究会）に着目し、その中での関係者のためのより専門的な議論の内容を分析したい。特に 1934 年の第七巻第三号：短距離研究号には、戦前期の日本における短距離走法の技術に関する知見が集成されていると考えられる（右図：表紙）。



『陸上競技』第七巻第三号
表紙：吉岡選手の出発姿勢

なお、上述の『陸聯時報』・『陸上日本』と『陸上競技』は秩父宮記念スポーツ博物館の未整理史料群および立命館大学の岡尾恵市名誉教授の個人所蔵史料の中から整理されたものである。

＊結果と考察については、口頭発表時に詳述したい。

【付記】

本研究は、JSPS 科学研究費助成事業（若手研究）課題番号 23K16692：明治・大正期の日本における陸上競技の体力・技術トレーニングに関する歴史的研究（2023 年度～2026 年度）の助成を受けたものです。

一般発表 5　6 月 8 日(土)15:10-15:40

1960-70 年代における内山源の保健科教育研究に関する一考察
保健科教育内容の選択・構成に関する実践研究と理論研究に着目して

近藤雄大（津山工業高等専門学校・北海道大学大学大学院）

はじめに

岡崎（2016）は，保健科教育の実践史が蓄積・整理されていないことを指摘している。また，内海（1984）は，保健科教育がそれぞれの時期の何を継承し，何を批判し次の時期に引き継いでいったのかを歴史研究として解明する必要があることを指摘している。内海（1988）や岡崎（2016）の研究では，小倉学や保健教材研究会などの各年代における代表的な研究・実践が概観されている。しかしながら，残された課題として，各年代における個々の研究・実践の内実を具体的に検討する必要があると考える。特に，戦後日本の保健科教育の基盤を形成したと捉えることができる 1960-70 年代における小倉の 5 領域試案と保健授業の効果検証では，小倉の 5 領域試案をもとに，保健認識の発達に関する研究や教育内容の構造化研究を発展させた内山源, 加納孝四郎, 堀内久美子の研究･実践がある（森, 1974)。その中でも，内山は，小倉が助手・講師であった東京大学大学院教育学研究科に 1959 年に入学・進学し，小倉の指導を受けながら，保健認識の発達に関する研究とそれに基づく保健科教育内容の構造化研究に精力的に取り組んでいる。そのため，内山の研究・実践を具体的に掘り下げ，検討することで，内山の研究・実践が小倉の研究・実践の何を継承・批判し，次の世代に何を残していったのかを明らかにすることができると考える。

そこで，本研究は，内山源（1932-2015）に着目し，1960-70 年代において，内山が子どもの保健認識の発達に関する研究をどのように進め，保健科教育内容の構造化をどのようにしたのかを明らかにすることを目的とする。具体的な課題は，まず，小倉の 5 領域試案の成立過程を整理・再検討することで 5 領域試案と保健認識の発達に関する研究の関係を明確にし，内山の保健認識の発達に関する研究と保健科教育内容の構造化研究へのつながりを検討する。次に，内山が子どもの保健認識の発達に関する研究をどのように進めたのかについて，具体的な研究・実践内容を検討する。最後に，内山が保健科教育の内容をどのように構造化したのかを明らかにする。

１．内山の略歴

1932 年生まれ，1952 年鹿児島大学理学部卒業，1952 年から 7 年間，鹿児島県内の中学校に理数科教員として勤務，1966 年東京大学大学院教育学研究科健康教育専攻博士課程・単位取得退学，1966 年茨城大学教育学部講師，1975 年茨城大学教育学部教授，1987 年茨城大学教育学部附属中学校校長。学校保健教育の教育内容の構造化研究（1962-1981），学校保健の内的事項･外的事項の関連を有機的に機能させる学校保健組織活動の研究（1982-1990），ヘルスプロモーション理論の研究と学校保健教育，組織活動の理論的研究（1991-2014）に従事。

２．小倉の 5 領域試案の成立と内山の研究・実践の位置付け

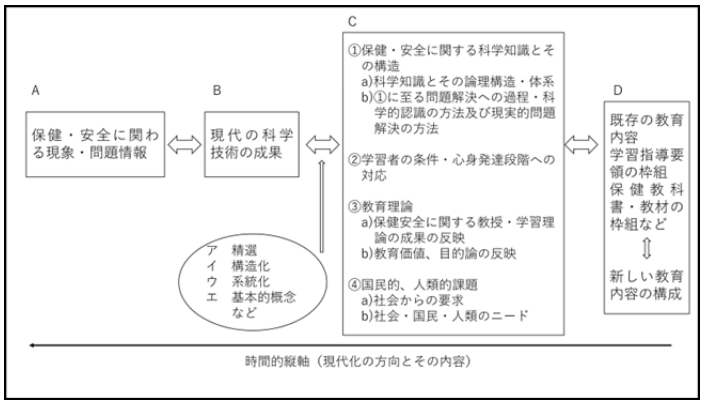
小倉の 5 領域試案（「①人体の構造と機能」,「②環境と健康」,「③疾病傷害の予防」,「④労働と健康」,「⑤集団（国民）の健康」）は，「学校保健計画」や「学習指導要領」などの制度批判に基づき，教科間・学年間の教材の系統性や順次性の明確化を求め，健康に関する知識体系の整理（1958），子どもの保健認識の発達に関する研究（1960）の成果として，

その内容の不完全さを残しながらも，1962 年に提案されたものであった。また，1962 年以降，小倉は，内容の不完全さを解決するために，提案した 5 領域試案のそれぞれの領域の仮説的な教材の系統性や順次性と子どもの保健認識調査に基づく，教育内容の構造化を授業実践の中で修正・深化させようとしている。5 領域試案の成立過程を踏まえれば，子どもの保健認識調査とそれに基づく授業実践の中で小倉が提案した 5 領域試案を修正・深化させる段階の延長線上に内山の研究・実践を位置づけることができると判断される。

３．内山による保健認識調査と教材の構造化

内山は，1962 年以降，環境衛生に関する保健認識調査とそれに基づく「水質検査」を教材に設定した授業実践（1963-1965），交通安全に関する保健認識調査とそれに基づく授業実践（1965-1966），「人体の生理」に関する保健認識調査とそれに基づく「恒常性」と「適応作用と馴化」に関する実験的授業（1967-1968）と，小倉が提案した 5 領域試案を授業実践の中で修正・深化させ，具体的な授業実践案と教材構成を提示している。内山の研究・実践の特徴は，小倉の 5 領域試案の「②環境と健康」領域における保健認識調査の枠組みを継承し，日常生活と結合した「なにを」（教育内容や教材構造）に加えて，「どのように」（教授過程や学習過程の構造，授業形態）を踏まえた教育内容の構造化（教材やその順次性，系統性を選択・構成すること）を探求していた点であると考えられる。

４．内山による保健科教育内容の選択・構成の原理に関するモデルの探究



内山は，1970 年代に入り，保健科教育内容の構造化を「教材の精選」，「教材の順次性，系統性の構成」，「教育内容の現代化」の視点から探究し，その成果として，学会発表（1974-1976）において，保健科教育内容の選択・構成の原理に関する理論モデル（右図）を提案している。この提案の特徴の 1 つは，教育内容の構造化について，現実の諸現象（A）を現代の科学技術の成果（B）を学習することで理解することができるといった教材や教育内容の構成の前提となる理論的枠組みを示したことである。また，内山は，提案した理論モデルに基づいて，教科書批判（1975）や教育内容の構造化の不足や展望（1976）について言及し，特に，安全教育教材を具体例として，教材研究の前提となる理論モデルの構築の必要性について指摘している。

おわりに

1960 年代における内山の研究・実践は，小倉の 5 領域試案と保健認識の発達に関する研究の成果を継承し，5 領域試案の「②環境と健康」領域を中心とした保健認識調査とそれに基づく授業実践を通して，具体的な授業実践案と教材構成を提示していた。また，1970 年代における内山の研究・実践は，授業実践と教材構成の検討といった授業研究サイクルと異なり，教材や教育内容の構成の前提となる理論モデルを独自に探究した点で，小倉や保健教材研究会の実践研究とは異なる保健科教育研究における理論研究の基盤を次の世代に残していたと考えられる。

※引用・参考文献は当日の資料で提示する。

一般発表 6　6 月 9 日(日)09:30-10:00

ナチ党員であったオーストリア・トップスイマーの虚偽申告とその後
－人民裁判と抗告委員会における J. Paukerl－

鈴木明哲（東京学芸大学）

〈はじめに〉

前回大会（2023 年 6 月 11 日：北海道大学）において、「SS・NSDAP であったオーストリア・トップスイマーの弁明－1946 年 5 月における連邦教育省スポーツ局への競技出場請願から－」と題する口頭報告を行い、ナチス親衛隊（SS : Schutzstaffel）やナチ党員（NSDAP : Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei : 国家社会主義ドイツ労働者党）としての過去をもつ Josef Paukerl（1916－2003）というオーストリア・トップスイマーによる連邦教育省スポーツ局（Bundesministerium für Unterricht, Abteilung Sport）への競技出場請願（Startbewilligung）の様相と経過を明らかにした。1938 年 3 月 13 日以降、オーストリア第一共和国がヒトラー・ドイツに併合され（Anschluss）、オストマルク（Ostmark）となり、この機を境に多くのオーストリア人がナチへと入党し、1942 年の時点でオーストリア系のナチ党員数は 70 万人近くを数えていた。paukerl もナチへと入党し、しかも彼はウィーンのナチス親衛隊スポーツ連合（SS-SG : SS-Sportgemeinschaft Wien）にも所属し、競技会に出場していた。戦後の 1945 年 4 月 27 日には旧社会民主党指導者カール・レンナー（Karl Renner）を首班とする「臨時中央政府」が成立し、ヒトラー・ドイツが降伏した 5 月 8 日には「ナチ党禁止に関する法律（禁止法）」（VG1945 : Verfassungsgesetz）が公布されたことにより戦後オーストリアにおける非ナチ化（Entnazifizierung）が始まり、ナチ党員はもとより、その分枝組織であったナチス親衛隊に登録した過去をもつ国民に申告義務と一定の処罰が課された。このような流れを受けて Paukerl は自身のスポーツ活動継続に関する保証を得るため、1946 年 5 月、連邦教育省スポーツ局への競技出場請願を行い、ナチ党やナチス親衛隊への加入を強制されたが拒絶し続けていたことやレジスタンス運動への参加実績を訴えていた。その結果、同年 6 月、同局から大会出場に支障なしとの「お墨付き」を得ることに成功し、戦後のスポーツ活動に参加できることになった。ここまでが前回の報告内容である。

だが、1946 年 6 月以降、晴れて自由に泳げるようになった Paukerl であったが、その後の活動実績は極めて低調で、1948 年 7 月 29 日を最後に 1950 年 6 月 30 日まで、活動実績を残していないのである。1948 年夏には、オリンピック・ロンドン大会が開催されたが、国内予選で泳いでいた形跡がなく、オーストリア・トップスイマーとしてのキャリアをもつ彼の実績からすると疑問が残る。しかも 1947 年には二度にわたりリレー（3x100ｍ）のオーストリア記録を塗り替えるまでに好調であったにもかかわらずである。

一方、1948 年 4 月には国民議会によりナチに関する「軽度犯罪者への恩赦」が可決され、54 万人のナチ党員のうち 50 万人がこの恩赦に該当していたが、Paukerl 自身による連邦教育省スポーツ局への競技出場請願に基づくならば、彼もまたこの 1948 年の恩赦に与っていたはずである。ここで Paukerl は恩赦に与ることができた「小物ナチ（Die Kleinen）」ではなく、「大物ナチ（Die Großen）」であったという仮説が設定できる。つまり、連邦教育省スポーツ局への弁明は機能せず、この問題性がおそらくは 1948 年以降におけるスポーツ活

動の空白期間を形成していたと考えられる。今回の報告はこれらを仮説とし、実証と考察を加えていく試みである。

〈主な資料〉

1）オーストリア国立文書館（Österreichisches Saatsarchiv: ÖSTA）管内の共和国文書館（Archiv der Republik: AdR）所蔵の連邦内務省（Bundesministerium für Inneres: BMfI）文書の中の「ナチ党禁止に関する法律（禁止法）第 7 条に基づく抗告委員会」（Beschwerdekommission nach §7 VG）というフォルダーにある Paukerl, Josef, 12.06.1916 (1946-1959) というファイル。

2）ウィーン市・州文書館（Wiener Stadt- und Landesarchiv: WStLA）所蔵の人民裁判（Volksgericht）記録文書の中の A1- Vg Vr- Strafakten: 5054/48 Josef Paukerl というファイル。

〈報告内容の概要〉

前回報告したように Paukerl は自分の党員カルテを所持しておらず党員番号すら把握していなかったと連邦教育省スポーツ局への競技出場請願で弁明していた。ウィーン市第 7 区委員会（Einspruchskommission）が 1948 年 5 月 25 日に下した決定でも「新非ナチ化法（NSG1947: Entnazifizierungsgesetz）」の第 17 条 3 項に基づき「活動的でなかった微罪者（Minderbelastet）」とされた。だが同年 11 月 6 日、連邦内務省総務部公安第 2 局（Bundesministerium für Inners Generaldirektion für öffentliche Sicherheit ABteilung 2）は Paukerl 自身の署名が記された 1938 年 6 月 8 日付けの個人調書を提示し、彼が 1936 年 10 月からナチ党員であり、ナチス親衛隊でもあったことを告発したのであった。そこには彼の党員番号及び党員期間がはっきりと明示されており、つまり連邦教育省スポーツ局への競技出場請願時における党員番号すら把握していなかったという彼の弁明が偽りであったことが判明した。ここから Paukerl は虚偽申告に加えて 1936 年 10 月からナチ党員及びナチス親衛隊であったことによる「重罪者（Belastet）」にも該当し、二つの罪を背負うことになり、人民裁判にかけられることになった。

上述の告発や裁判に対し 1949 年 11 月に Paukerl は、「ナチ党禁止に関する法律（禁止法）第 7 条に基づく抗告委員会」への異議申し立てを行った。抗告委員会における争点は彼がナチス親衛隊であったか否かにあり、1950 年 1 月 19 日に口述公判が開催され、選手仲間など 3 名は Paukerl がナチス親衛隊ではなかったと証言していた。また同年 4 月、Paukerl は当時の連邦共和国大統領に対しての恩赦請願まで行い、特例認可と人民裁判の停止を訴えていた。その一方で同年 5 月 25 日にはベルリンに集積されたアメリカ軍管轄下の中央登録簿にも Paukerl の名前や親衛隊登録番号が存在しないことが明らかとなり、彼がナチス親衛隊であったことを証明することは不可能となった。ゆえに抗告委員会は「単に登録番号を有しない親衛隊員」と判断し、最終的に Paukerl は 1950 年 10 月 9 日付けで「大恩赦（Amnestie）」を受け、無罪放免となった。

【付記】

本研究は、JSPS 科学研究費助成事業（基盤研究（C）（一般））、課題番号 20K11416、事業期間 2020 年度～2023 年度、研究課題名「ナチス党員であった体育・スポーツ関係者の戦後－オーストリアの事例から－」に基づく研究成果の一部である。

一般発表 7　6 月 9 日(日)10:00-10:30

日中戦争下におけるスキー活動について

新井　博（日本福祉大学）

はじめに

戦時下でのスポーツについて触れられた研究は、他の時期に比べて多くない。しかし近年、戦時下のスポーツについて軍隊、体操などの内容で、歴史的にまとめられた優れた研究が少しずつ行われて来ている。それらは、軍隊や体操界の根幹部分が深く時局と関係しながら、推移した様子が克明に捉えられ、示唆に富む研究である。対して、ここでは昭和 13 年-16 年までの日中戦争下の国内のスキーについて、全国的に地方で実施され様子を中心にみていく。

当時は日中戦争下であり、スキーの大衆化が図られた。大正末より各地でスキーが普及すると、昭和初期に組織が全国的に各道府県に誕生し、昭和 12 年までは各地の組織が全日本スキー連盟(以下、連盟)に加盟して、学生選手を中心に世界を目指した競技中心の時期であった。だが日中戦争が始まると、国内では一斉に銃後の備えとしてスポーツによる「精神作興・体力向上」が叫ばれ、スキー界は「滑れ」を合言葉に冬場の国民の体力養成を目的とした活動を展開する。

この時期、国民のスキー活動はどのように実施されていたのか、政府に呼応して連盟が中心に展開したことから、連盟に加盟していた府県の活動を中心にみていきたい。具体的には樺太・北海道・東北（青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県）・関東（群馬県・栃木県・東京府）・信越（長野県・新潟県）・北陸（富山県・石川県・福井県）・中部（岐阜県・滋賀県・愛知県）・関西（京都府・大阪府・兵庫県）・中国（岡山県・広島県・山口県・鳥取県・島根県）である。

明らかにする活動の内容は、展開された選手らによる競技会活動、また倶楽部や学校の生徒らの一般スキーヤーによる活動である。選手達の競技会活動は、道府県の全日本スキー選出権大会予選大会の様子について。一般スキーヤーによる活動は、①皆スキー行進、②全国スキー講習、③府県内スキー講習会、④学童スキー大会、⑤保険スキー大会、⑥スキー祭などである。

資料は、各県の郷土史・教育史・地方新聞・日本スキー連盟関係などを中心に使用する。

1. 選手の活動

毎年、全日本スキー選手権大会・明治神宮大会への代表選手を選ぶ府県レベルで最高峰の大会である県予選会が、樺太・北海道・東北・関東・信越・北陸・中部・関西・中国の全国の道府県で開催されていた。

道府県予選会は、各スキー連盟を中心に県体協会、県中等学校体育連盟が協力して、中等学校生以上の一般男女選手により、1 月中頃に中心的なスキー場で開催された。選手の他大勢の来賓・観客が集まる大イベントであった。開会式で会長来賓挨拶・国歌斉唱・武運長久・万歳三唱などが行われ、2-3 日に及び年齢・男女別による団体リレー・距離・ジャンプ・軍隊競技会が歓喜を帯びて行われた。期間中各鉄道による料金割引が実施され、何百から千人の観客が集まった。

2.一般スキーヤーの活動

①スキー行進

国民精神総動員中央連盟は、昭和 13 年 2 月 25 日を第 2 回国民精神総動員全国スキー行進日と決めた。連盟の呼びかけに呼応した道府県内の倶楽部が中心となり、樺太・北海道・東北・関東・信越・北陸・中部・関西・中国で実施されている。

昭和 13 年 2 月 25 日前後の日曜日に、各道府県内で倶楽部が朝 9 時から決められた会場に集合し、中央会場（長野県霧ケ峰スキー場）とラジオで結び、式（会長来賓挨拶・国歌斉唱・武運長久・万歳三唱など）挙行を行い、10 時頃よりスキー行進を実施した。

②全国スキー講習

連盟による全国スキー講習は、戦時下においてスキーヤーの意識・技術を統一するために実施された。新たに作成した『一般スキー術要項』による全国約 40 ヶ所（樺太・北海道・東北・関東・信越・北陸・中部・関西）で講習会を開催し、講習後のバッチテストで合格した者が県下での指導者として統一したスキーの普及に尽力してもらうためである。

連盟の予定に従い 1-3 月にかけて全国 40 ヶ所で開催し、連盟の技術委員会が各講習場に派遣され、講習（LST、シュテムボーゲン、シュテムクリスチャニア、ジャンプターンなど）の指導と検査官を務めて 1・2 級を決定した。各講習会には 100-200 名が参加していた。

③府県内スキー講習会

この時期、一般スキーヤーのための講習会が、各府県で開催された。理由の 1 として、昭和 12 年の文部省による『学習指導要領』の改正に伴い、スキー可能な学校でスキーが正課として実施されることから、教師に講習が必要になったのである。理由の 2 として、スキー競技会や一般スキーヤーの増加により、鉄道省による鉄道局による講習会が開催されるようになった。

④学童スキー大会

スキーが多くの県で実施されるようになると学童によるスキーが盛んになり、多くの県で学童スキー大会が開催されるようになった。各県の学校・鉄道・スキー倶楽部・新聞社等の主催によって、市内、地方、県内、近県で学童スキー大会が開催された。大会は 1 日程度の日程で短い距離競技が実施されていた。

⑤保険スキー大会

厚生省では昭和 13 年 7 月 1 日国民健康保険法の施行によって, 省内の社会保険局に国民健康保険課が設置された。全国の健康保険課は銃後の体力養成のために、加盟する被保険者に対してそれぞれスキー講習や競技会を開催している。

⑥スキー祭

この時期、スキーが広く普及した地方では、倶楽部が主催した一般スキーヤーのための楽しみを目的に開催したスキー祭(フェスティバル)が開催されている。連盟等や有力選手による競技会ではなく、倶楽部が独自に工夫を凝らして一般スキーヤーが楽しめる交流を主にしたイベントの開催であった。

まとめ

日中戦争下に入ると従来の競技中心のスキー活動は、国民の「精神作興・体力向上」を企図した活動に変わった。従来、それ程力が入れられ無かった一般スキーヤーによる活動が、連盟により促進され、大衆化が進められたのである。従来、オリンピックでの活躍を目的とした選手たちの全日本選手権や神宮大会の予選会は、各道府県での意識や体力養成のバロメーターの意味として活発に実施された。また国民の体力養成を目指した一般スキーヤーのための各取り組みは、一般、学童、女性にスキーを普及することになった。

一般発表 8　6 月 9 日(日)10:30-11:00

統括権をめぐるトゥルネンとスポーツの対立とドイツ帝国体育委員会

都筑　真（日本女子体育大学）

はじめに

1910 年に、ドイツトゥルナー連盟（DT）が DT のメンバーに DT と各スポーツ連盟への二重加盟を認めた後、陸上競技やフットボールの選手権開催権をはじめとする統括権の問題が生じ、この問題をめぐって DT とドイツ陸上競技連盟（DSBfL)、ドイツフットボール連盟（DFB）は対立していった。1920 年からはドイツ水泳連盟（DSV）も対立に関与していく。本研究は、トゥルネン・スポーツ諸団体の連合組織である「ドイツ帝国体育委員会」(DRAfL)と DT の関係に着目しながら、運動種目の統括権をめぐる対立が第一次大戦後に和解へと至る過程を明らかにし、和解へと至る中で果たした DRAfL の役割について検討することを目的とする。

第一次大戦勃発後のトゥルナーによるベルリン大会中止論

第一次大戦の勃発は、1916 年に開催予定のベルリン大会に向けた準備活動を行っていた DT のオリンピックに対する見解を変化させた。

1914 年 8 月の DT の機関誌に、戦争の早期終結とベルリン大会の予定通りの開催を展望するベルリン大会組織委員会事務局長 C. ディームの記事が掲載された後に、DT 幹部やドイツ各地のトゥルネン協会からベルリン大会中止を求める意見が出されていった。

トゥルナーからのこうした意見に対して、スポーツやオリンピックの支持者からの反応は殆どみられなかった。なぜなら、各スポーツ連盟の幹部の殆どが戦地に赴いており、トゥルナーの意見に応えるような状況になかったためである。

ベルリン大会を予定通り開催できると戦争開始当初は考えていたディームも次第に、開催の可否は戦後の決定に委ねられるという意見に変わっていった。戦争は 1916 年になっても継続し、ベルリン大会の開催は不可能な状況となった。

DRAfL における DT と 3 つのスポーツ連盟の共同活動の実施

ドイツのオリンピック活動を掌る「ドイツ帝国オリンピック委員会」（DRAfOS）は 1913 年に、組織の課題の一つであった「国内オリンピック競技大会」(Nationale Olympische Spiele)を 1916 年のベルリン大会の前年に開催することを決定した。

第一次世界大戦によってベルリン大会が中止になるとともに、国内オリンピック競技大会も延期となるが、1916 年 2 月に開かれた DRAfOS の競技委員会の会合において、同委員会のメンバーであったディームは、国内オリンピック競技大会を「ドイツ競技大会」(Deutsche Kampfspiele)という名称で 4 年毎に実施すること、そして最初の大会を戦争終結の 2 年後に開催することを提案した。ディームの提案は、1917 年 1 月の DRAfOS の総会で承認され、この総会で DRAfOS から改称した DRAfL がドイツ競技大会を主催することになった。総会に出席した DT の会長はドイツ競技大会の開催に賛同し、DT は 1918 年 8 月に DRAfL への加盟を決定した。

DRAfL は第一次大戦以降、会則に掲げている「ドイツ国民への身体運動の普及」という

目的に加え、戦争によって疲弊したドイツ国民の身体的、精神的回復や次代を担う青少年の育成を意図した。このためにDRAFLはトゥルネン・スポーツ各団体の枠を超え、様々な運動種目で一定の基準に達することを目指すドイツトゥルネン･スポーツバッジテストやドイツ青少年競技会の実施、ドイツ競技大会の開催など様々な活動を全ドイツ的な規模で展開し、これらの活動はDRAFLの会長T. レーヴァルトと事務局長ディームの体制下で実施された。ディームは、ドイツトゥルネン･スポーツバッジテストやドイツ青少年競技会など、多面的な身体形成や平均的成績の獲得を謳うトゥルネンの運動理念に沿った活動をDRAFL内で実施することをDTに保証した 。このディームの保証によって､DTはDRAFLと密に協力していくことを表明し、DRAFLの加盟団体であるDSBfL、DFB、DSVとともにDRAFLの活動に加わっていった 。こうした中で、運動種目の統括権に関するDTと3つのスポーツ連盟の交渉が行われていく。

DTと3つのスポーツ連盟の和解

DTとDFBの交渉では1920年4月に、DFBがフットボールの選手権開催権を有し、DTがシュラークバルやファウストバルなどトゥルネンの中で行われていた球技の選手権開催権を有することを定めた協定が締結される。しかしDFBがトゥルネン協会のフットボール部門のいくつかを受け入れなかったため、1920年10月に協定は解消された。

DSVは1920年4月に、水泳の選手権開催の断念をDTに要求し、DSBfL、DFBとともに統括権に関するDTとの交渉に関与していった。1920年11月21日に水泳の選手権開催権はDSVが有することで、DTとDSVは合意に達した。しかし11月28日以降、DSVはDFB、DSBfLと共同でDTとの交渉に当たったために、協定締結には至らなかった。

DTとDSBfLの交渉では、双方が陸上競技を共同で統括することで1919年12月に合意に達していたが、1920年9月にDSBfLは、陸上競技をDSBfLが単独で統括することをDTに提案し、これまでの方針を転換する。以後、DSBfLがDFB、DSVとともにDTとの交渉にあたり、DFBとDSVのように単独統括を主張したことによって、DTと3つのスポーツ連盟の交渉は難航することとなった。

DTと3つのスポーツ連盟の交渉が難航する中で、仲裁役として交渉に立ちあったのが、DRAFLの会長レーヴァルトであった。彼の立ちあいの下で、1921年3月に再度交渉が行なわれた。そしてDTと3つのスポーツ連盟は合意へと至り、協定を締結した。この協定によって DT はフットボールや水泳だけでなく、陸上競技の選手権開催権も断念することとなった。

おわりに

協定の締結はDTの譲歩によって実現したといえるが、レーヴァルトの仲裁によってDTの譲歩がなされたことを考えると、DTが DRAFL との密な協力を表明し、DRAfL 内で3つのスポーツ連盟との共同活動を展開したことが、協定の締結につながったといえる。

※発表当日の資料は、Google ドライブにアップします。
ドライブへは右記の QR コードからアクセスしてください。

学会企画　6月8日(土)15:45-16:45

戦後日本スポーツ政策の形成過程の描き方への挑戦
-『戦後体育行政の形成過程』をもとに-

平塚卓也（奈良女子大学）

1．はじめに

本報告では、2023年11月に出版した『戦後体育行政の形成過程』（成文堂）の執筆にあたって取り組んできたことについて話したい。ただし、本書は、歴史研究ではあるものの、歴史学の文脈における研究ではなく、公共政策学の文脈における研究として執筆したものである。体育史学会での報告にあたり、この点は予めお断りしておく。

2．本書の問題意識と目的

本書では、「戦後体育行政の形成過程を事例として、スポーツ政策の政策形成過程を理論的かつ実証的に明らかにすること」（p.1）を目的として設定した。その背景は、序章第1節で述べているが、とくに、ここで取り上げたいのは、内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』（不昧堂，1993）及び関春南『戦後日本のスポーツ政策－その構造と展開－』（大修館書店，1997）という二大巨頭への問題意識である。

この両著作は、戦後日本スポーツ政策を理解するうえで、いまなお通説的地位にあるといえ、筆者自身も両著作から多くの事を学び、本書を執筆するうえでも大いに参考にした。一方、政策形成を説明するという点では問題があった。両者の分析枠組みを簡易に言えば、政治、経済、教育などの社会動向を広く描きつつ、文部省や日本体育協会をはじめとするスポーツ界の動向を描き、それらを関連付けながら分析するという枠組みであった。両者は、実際にそれらについて広く言及しながら叙述しており、その意味では大変な労作ではあるが、政策形成の説明という観点からいえば、変数が多様かつ広範であり、因果関係を推論することができないという問題があった。もちろん、両者と本書では、問題意識や目的などの前提が異なるため、あくまで本書の立場からの批判ではある。

むしろ、筆者の批判は、その後、スポーツ政策研究において、政策科学や公共政策学の理論を応用するスポーツ政策学志向が唱道されてきたにも関わらず、実証研究を積み上げてこなかったという怠慢に向いている。

3．本書の研究対象と分析枠組み

本書では、戦後体育行政の形成過程として、①1949年の文部省体育局廃止、②1955年の厚生省スポーツ局構想の頓挫、③1958年の文部省体育局設置の3事例を検討した。

また、それらの政策形成過程を説明するために、公共政策学において政策形成を説明するための基本的変数として挙げられる3つの「I」、すなわち、「利益（Interest）」「制度（Institution）」「アイディア（Idea）」を用いた。紙幅の都合上、詳述はできないが、まとめれば、「まず、伝統的な政策過程論と同様に、アクターは自己利益を最大化するために行動するものと看做す。ただし、アクターの利益の表出は、制度によって①参加の制約と②選択肢の制約が生じる。また、アクターの利益は所与ではなく、アイディアを通じて構成されるものと理解する。アイディアには、①規範的次元と②認知的次元があり、それはコミュニ

ケーション過程において言説の①調整的機能と②伝達的機能を通じてアクターに受容されるものと捉える。なお、3 つの視点のいずれかを優位とするのではなく、アイディアが制度の根幹を形成したり、逆に、制度によってアイディアの選択が制約されたりするというような相互補完的な関係と理解する」（p. 21）という枠組みを設定した。

4．本書の結果と含意

第 1 に、1949 年の文部省体育局廃止の決定的な要因は、文部省の内部部局の組織編成論にあった。当時の政府は、行政簡素化の方針であり、文部省は、内部部局を 1 官房 5 局に削減せざるを得ないという行動選択の制約があった。他方、この 1 官房 5 局をどのように編成するかにおいては、行政対象別（初等教育、社会教育など）の編成というアイディアが採用され、行政内容別の組織である体育局は廃止されることになった。この事例は、スポーツ政策の形成過程において、スポーツ関係アクターの動向を追うだけでは見えてこない政策決定の要因があることを示している。

第 2 に、1955 年の厚生省スポーツ局構想の頓挫の要因は、同構想をめぐるアイディアの構築と伝達にあった。当時、政府の行政簡素化の方針は継続していたが、政治や世論の状況による例外的な新設は可能であった。しかし、同構想は、文部省の所管と重複するものと看做され、厚生省と文部省の利益対立という帰結になった。また、同構想は、国民の身体検査など、国家による管理、統制を強化するものと看做され、民間団体や国民の反発を招いた。すなわち、同構想は、アイディアの伝達に失敗し、政治や世論の支持を得ることができなかったのである。また、この支持調達の失敗の原因は、同構想が審議会等を通じてアイディアを構築し、正当化するという手続きを得ず、川崎秀二厚生大臣の「思いつき」と評されたことにもある。

第 3 に、1958 年の文部省体育局設置の要因は、文部省体育局廃止の要因と厚生省スポーツ局構想の頓挫の要因が解消されたことにあった。まず、政府の行政改革の方針が転換され、行政組織の新設を制約する要因は緩和された。つぎに、文部省は、体育局設置にあたり、省内の所掌事務を集約するに留めたため、厚生省との利益対立を回避することができた。さらに、参議院の附帯決議やスポーツ振興審議会答申などの省庁間を超越した場での政策決定により、文部省と大蔵省の予算折衝における対立の回避にもつながった。そして、保健体育審議会の建議において、体育・スポーツ行政組織の役割を事務的な世話役として再定義し、国家による介入ではないことを強調し、民間団体や国民の反発も回避することができた。

これらの事例から言えることは、アジア競技大会の開催や東京オリンピック大会の招致等のスポーツ政策に関する大きな政策動向だけでは、政策決定を説明できないということである。それらは、政策決定を後押しする流れではあっても政策を形成する要因ではない。保健体育審議会やスポーツ振興審議会などによって、アイディアが構築、伝達、受容されるという漸進的かつ些細な変化を通じて政策が形成されているのである。

5．おわりに

以上、本書は、政策形成過程における議論を詳細に追うことによって見えてくる政策決定の要因や漸進的かつ些細な変化があることを強調し、従来の戦後日本スポーツ政策の形成過程の描き方への挑戦を行ったのである。

一般発表のみなさまへのご連絡

- 発表時間は 20 分、質疑応答は 10 分になります。

- 接続予定の PC は Window 10 でオフィスのソフトウェアは Microsoft Office 2019 です。

- アップグレードされたソフトウェアにてプレゼンファイルを作成し、ご自身のノート PC からの接続を希望される場合には、HDMI 端子のインターフェイスを持つノート PC を現地までご持参ください。

- Windows 以外の PC でご発表される場合は、HDMI 端子に接続できるコネクターを各自ご準備ください。

- 会場備え付けの PC でご発表される場合、必ずプレゼンファイルを保存した USB メモリをご持参ください。

- 紙媒体でのご発表の場合、配付資料 50 部を会場までご持参ください。会場でのプリントアウトは行いません。また会場宛に配布資料等を送ることもお控えください。

※ 会場にはフリーWi-Fi のサービスはありません。

2024 年度 体育史学会 第 13 回大会

プログラム・発表抄録集

2024 年 5 月 24 日　印刷
2024 年 5 月 24 日　発行

発行者　鈴木　明哲
発行所　体育史学会
〒186-8668
東京都国立市富士見台 4-30-1
東京女子体育大学　藤坂由美子研究室内
Tel：042-505-7264
taiikushi_office@taiikushi.org